

○神奈川歯科大学受託研究取扱規程

平成16年12月15日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川歯科大学（以下「本学」という。）における受託研究（外部から委託を受けて業務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、神奈川歯科大学附属病院が行う臨床試験については別に定める。

(受入れ基準)

第2条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障が生ずるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(受入れの条件)

第3条 受託研究は、次の各号に掲げる条件を付して受け入れるものとする。

- (1) 委託者が一方的に受託研究を中止することはできないこと。
- (2) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しないこと。
- (3) 受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付すること。
- (4) 既納の経費は、原則として委託者に返還しないこと。
- (5) やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても本学はその責めを負わず、受託研究に要する経費は、原則として委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認められる場合には不用となった経費の額の範囲内において、その経費の全部又は一部を返還することがある。

2 委託者が国又は地方公共団体である場合には、前項第3号及び第4号の規定は、契約担当者との協議の上適用しないことができる。

(委託者が負担する経費)

第4条 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては直接経費のみを負担させるものとする。

(1) 委託者が国（国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。）である場合

(2) 委託者が前号以外の場合で、次のいずれかに該当すると学長が認める場合

ア 委託者が地方公共団体で、当該研究に対する社会的要請が強く、その結果が公益の増進に著しく寄与すると期待されるもの

イ 当該研究の委託者との共同研究の一環をなすもの等、教育研究上極めて有意義であると認められるもの

3 間接経費は、総額の10パーセントに相当する額とし、これと異なる額とする必要がある場合には、学長は、あらかじめ委託者と協議の上定めるものとする。

（受託研究の申込み）

第5条 受託研究の申込みをしようとする者は、様式1の受託研究申込書を学長に提出しなければならない。

（受入れの決定）

第6条 学長は、受託研究の受入れに当たって、次の事項を研究担当者の同意を得た上で、決定するものとする。

(1) 研究担当者

(2) 研究目的及び内容

(3) 研究期間

(4) 研究に要する経費

(5) その他学長が必要と認めた事項

2 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、様式2により申込者に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 契約担当（者）は、前条第2項の通知を受けたときは、様式3により受託研究の契約を締結するものとする。

2 契約担当者が、契約を締結したときは、学長にその旨報告するものとする。

3 学長は、契約担当者から前項の報告を受けたときは、速やかに研究担当者にその旨通知するものとする。

（中止又は期間の延長）

第8条 研究担当者は、当該研究等の中止又は期間延長の事由が生じたときは、直ちに様式4により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告により研究等の遂行上、やむを得ないと認めたときは、様式5により直ちに委託者に通知しなければならない。

3 前項の通知後、甲乙協議の上乙は様式6により承認の可否について通知しなければならない。

(知的財産に係る権利の帰属及び実施の許諾等)

第9条 本受託研究を実施することにより創出された知的財産は、原則として本学と委託者の共有とし、持分については別途契約の際に協議し定めるものとする。

2 受託研究により職員等が創出した知的財産の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、神奈川歯科大学知的財産規程及び神奈川歯科大学知的財産規程取扱細則その他の規程を適用するものとする。

3 学長は、受託研究の結果生じた知的財産に係る本学の権利について、当該委託者又は当該受託者の指定するものに対し、優先的に実施させ、又は譲渡することができる。

4 本学は、委託者が、共有に係る知的財産を本受託研究完了の翌日から起算して3年以内において正当な理由なく実施しないときは、委託者及び委託者の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、共有に係る知的財産の実施を許諾することができるものとする。

5 本学に帰属する知的財産に係る権利の実施又は譲渡については、合理的な実施料又は譲渡の対価を収納するものとする。

(秘密の保持)

第10条 委託者、受託者等受託研究に係る全ての者は、受託研究についての一切の事項に関し、正当な理由なく他の者に事実を遺漏してはならない。

(研究完了の報告等)

第11条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、様式7により学長に報告するものとする。

2 学長は、受託研究の成果を委託者に報告するときは、研究担当者に行わせるものとする。

3 研究担当者が受託研究の成果を公表するときは、学長の承認を得なければならない。

(事務)

第12条 受託研究の受入れに関する事務は大学院教育研究部が、会計に関する事務は総務部財務課が処理する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成16年12月15日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から一部変更施行する。

この規程は、平成25年8月7日から一部変更して実施する。

この規程は、平成27年4月1日から一部変更して実施する。

この規程は、令和7年4月1日から一部変更して実施する。

様式1

平成 年 月 日

神 奈 川 歯 科 大 学
学 長 （ 氏 名 ） 殿

住 所
氏 名 （名称・代表者） 印

受託研究申込書

神奈川歯科大学受託研究取扱規程に基づき、下記のとおり受託研究の申込みをします。

記

1. 指 定 分 野 名 ：
2. 研 究 担 当 者 名 ：
3. 研究目的及び内容 ：
4. 研 究 期 間 ： 平成 年 月 日～平成 年 月 日
5. 研究に要する経費 ： 円
 （うち直接経費 円）
 （うち間接経費 円）
6. 納 付 時 期 ： 平成 年 月 日
7. 支 払 方 法 ： 銀行振込
8. 研究用資材、器具等の提供 ：
9. その他必要な事項

※直接経費とは、指定教員が研究目的に則し使用させていただくものです。

※間接経費とは、本学が管理経費として使用させていただくもので、総額の10%に当たる金額になります

様式2

神 歯 大 発 第 号
平成 年 月 日

(委 託 者) 殿

神奈川歯科大学
学 長 (氏 名) 印

受託研究受入決定通知書

平成 年 月 日付けにて申込みを受けました下記の受託研究について、受入れ
を決定しましたので通知いたします。

おって、本学契約担当者と契約の締結をお願いいたします。

記

1. 指 定 分 野 名 :
2. 研 究 担 当 者 名 :
3. 研究目的及び内容 :
4. 研 究 期 間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日
5. 研究に要する経費 : 円
(うち直接経費 円)
(うち間接経費 円)
6. 振 込 先 : 銀 行 名 みずほ銀行
支 店 名 横須賀支店
預金種目 普通預金
口座番号 1757053
口座名義 学校法人 神奈川歯科大学
7. 研究用資材、器具等の提供 :
8. その他必要な事項

様式3

受託研究契約書「雛型」

受託者神奈川県大学(以下「甲」という。)と委託者〔氏名〕(以下「乙」という。))は、次の各条によって受託研究契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。

(定義)

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- (1) 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本受託研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
 - (2) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ウ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - (3) ア、イ及びウに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
- 2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。
- 3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権
 - (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - (3) 種苗法に規定する専用利用権

- (4) 第1項第2号イに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
 - (5) プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
 - (6) 第1項第2号ウに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利
- 5 本契約書において「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲に属する次条に掲げる者及び本契約第5条第2項に該当する者をいう。
- (受託研究の題目等)

第2条 甲は、次の受託研究(以下「本受託研究」という。)を乙の委託により実施するものとする。

- (1) 研究担当者
 - (2) 研究目的及び内容
 - (3) 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
 - (4) 研究に要する経費 円
 - (うち直接経費 円)
 - (うち間接経費 円)
 - (5) 提供物品 [物 品 名] [数 量]
 - (6) その他
- (研究成果の報告)

第3条 甲は、本受託研究が完了した日の翌日から起算して30日以内に、研究成果報告書を乙に提出するものとする。

(ノウハウの指定)

第4条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本受託研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。
- (研究の遂行)

第5条 甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

- 2 甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。
- (再委託)

第6条 甲は書面による事前の乙の承諾なしに、受託研究の再委託等この契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

(研究経費の納付)

第7条 乙は、第2条第4号の研究に要する経費(以下「研究経費」という。)を原則として本契約締結日の翌日から起算して30日以内に甲の指定する銀行口座に一括して振り込むものとする。

(経理)

第8条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第9条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(提供物品の搬入等)

第10条 第2条の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は第2条の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第11条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責めを負わないものとする。

(提供物品の返還)

第12条 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第2条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(研究経費の返還)

第13条 第11条又は前条の規定により、本受託研究を完了し、又は本受託研究を中止し、若しくは延期する場合において、第7条の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費が不足した場合の処置)

第14条 甲は、納付された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 本受託研究を実施することにより得られる知的財産権は、甲乙の共有するものとする。その場合において、当該「発明等」に係る出願等を行おうとするときは、当該「知的財産権」に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願契約に従って共同して出願等を行うものとする。

(外国出願)

第16条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権の設定登録出願、権利保全(以下「外国出願」という。)についても適用する。ただし、甲は必要に応じて、乙に外国出願に関する権利を譲渡できる。

(第三者に対する実施の許諾)

第17条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲乙共有に係る知的財産権を本受託研究完了の翌日から起算して3年以内において正当な理由なく実施しないときは、乙及び乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し、甲乙共有に係る知的財産権の実施を許

諾することができるものとする。この場合、甲は乙又は乙の指定する者と協議するものとし、乙又は乙の指定する者は、これに応じるものとする。

- 2 乙は、甲乙共有に係る知的財産権を当該知的財産権を出願等したときから、第三者に対して実施の許諾をすることができるものとする。この場合、乙は甲と協議するものとし、甲は、正当な理由がない限りこれに応じるものとする。

(持分の譲渡)

第18条 甲及び乙は、共有の知的財産権の持分を譲渡する場合は、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(実施料)

第19条 当該受託研究に関し、甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙又は乙が指定する者が実施しようとするときは、甲の自己実施の放棄を条件に別途協議の上定める実施料を甲に支払わなければならない。なお、この場合の実施料の算定に当たっては、第三者への許諾に係る実施料算定より有利な取扱いをするものとする。

- 2 甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させようとするときは、別途協議の上定める実施料を徴収し、甲乙の持分権に応じて配分する。

(情報の開示)

第20条 乙は、本受託研究に関して乙の有する情報・知識等を甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、相手方より開示を受け、又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第2条の研究担当者以外に開示・漏えいしてはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

- 2 前項の有効期間は、第2条の本受託研究期間及び研究完了後又は研究中止後5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表)

第22条 甲は、本受託研究完了の翌日から起算し6か月以降本受託研究によって得られた研究成果について発表又は公開する(以下「研究成果の公表等」という。)。ただし、研究成果の公表等という大学の社会的使命を踏まえ、乙の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

- 2 前項の場合、甲は、研究成果の公表等を行おうとする日の60日前までにその内容を書面にて乙に通知しなければならない。また、甲は、特段の理由がある場合を除き、その内

容が本受託研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。

- 3 乙は、前項の通知の内容に、発表又は公開されることが将来期待される利益を著しく侵害するおそれがあると判断されるときは、当該通知受理後20日以内に発表又は公開される技術情報の修正を書面にて甲に通知するものとし、甲は、乙と十分な協議をしなくてはならない。

- 4 第2項の通知しなければならない期間は、本受託研究完了後の翌日から起算して1年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第23条 甲乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者としてすることができる。

- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙(以下「当該当事者」という。)は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

- 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。

- 4 研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合の取扱いについては、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

(契約の解除)

第24条 甲は、乙が研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

(1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき。

(2) 相手方が本契約に違反したとき。

(損害賠償)

第25条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲又は乙若しくは研究担当者及び研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第26条 本契約の有効期間は、第2条に定める期間とする。

- 2 本契約の失効後も、第3条及び第4条、第12条及び第13条、第15条から第22条まで、第25条及び第28条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第27条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙誠実に協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する訴は、甲を所在地とする横浜地方裁判所の管轄に属する。

本契約の締結を証するため、本証2通を作成し、甲、乙記名押印の上1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲)神奈川県横須賀市稲岡町82番地

神奈川歯科大学 学長〔氏 名〕印

(乙)〔住 所〕

〔氏 名〕印

様式4

平成 年 月 日

神奈川歯科大学
学長（氏 名） 殿

研究担当者
分野名
職 名
氏 名 印

受託研究中止・延長願

平成 年 月 日から実施の(委託者名)委託に係る受託研究について下記のとおり中止・期間を延長することをご承認願います。

記

1. 研究目的及び内容 :
2. 当初の研究期間 : 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
3. 延長する期間 : 平成 年 月 日まで
4. 延長を要する事由

様式5

平成 年 月 日

(委 託 者) 殿

神奈川歯科大学
学長 (氏 名) 印

受託研究中止・延長願

平成 年 月 日から実施中の(委託先)委託に係る受託研究につきまして、下記の理由により中止・期間を延長することをご承認いただけますようお願いいたします。

記

1. 研究担当者名 :
2. 研究目的及び内容 :
3. 当初の研究期間 : 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
4. 延長する期間 : 平成 年 月 日まで
5. 延長を要する事由

様式6

平成 年 月 日

神 奈 川 歯 科 大 学
学 長 (氏 名) 殿

委託者
(名称・代表者) 印

受託研究延長承認・否認通知書

平成 年 月 日から実施中の委託研究について下記のとおり中止・期間を延長することを(承認 ・ 否認)しますので通知します。

記

1. 研 究 担 当 者 :
2. 研究目的及び内容 :
3. 当初の研究期間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日
4. 延 長 す る 期 間 : 平成 年 月 日まで
5. 延長を要する事由又は否認する理由

様式7

平成 年 月 日

神奈川歯科大学
学 長 （氏 名） 殿

研究担当者
分野名
職 名
氏 名 印

受託研究完了報告書

平成 年 月 日から開始した下記の受託研究が完了したので報告します。

記

1. 委 託 者 名 :
2. 研究目的及び内容 :
3. 研 究 期 間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日
4. 研究に要した経費 円
(うち直接経費 円)
(うち間接経費 円)

以上

様式 1

様式 2

様式 3

様式 4

様式 5

様式 6

様式 7